

# 令和7年度 第2回本庄市下水道事業審議会次第

日時：令和7年10月7日

午後2時00分～

場所：本庄市都島浄水場

1. 開 会

2. あいさつ

3. 諮 問

4. 議 題

第1号 本庄市雨水管理総合計画の策定について

第2号 パブリックコメントの結果について

第3号 答申（案）について

5. その他

6. 閉 会

## 本庄市下水道事業審議会委員名簿

(任期：令和6年10月1日～令和8年9月30日)

令和7年4月1日現在

(敬称略・順不同)

No.	氏 名	選出区分 (本庄市下水道事業審議会 条例第3条)	摘 要
1	かきぬま みつお 柿沼 光男	市議会議員	会長
2	うるた へいいちろう 粳田 平一郎	市議会議員	職務代理者
3	おだか たかお 小高 隆雄	都市計画決定区域内の 自治会代表者	本町自治会長
4	いとう けいいち 伊藤 啓一	都市計画決定区域内の 自治会代表者	小島南自治会長
5	もてぎ とくお 茂木 徳男	都市計画決定区域内の 自治会代表者	東今井自治会長
6	きみづか よしはる 君塚 美治	都市計画決定区域内の 自治会代表者	長浜町自治会長
7	きたざき まさひろ 北崎 昌寛	都市計画決定区域内の 自治会代表者	第一金屋自治会長
8	くろさわ ひろし 黒澤 博	都市計画決定区域内の 自治会代表者	西小平自治会長
9	こくぼ けんいち 小久保 賢一	識見を有する者	埼玉県下水道公社 (常務理事兼技師長)
10	たつし しげのり 立石 茂則	識見を有する者	
11	たかつき まさお 高月 政男	公募による者	
12	しもおか ただよし 下岡 忠敬	公募による者	
13	はやかわ ゆり 早川 ゆり	公募による者	

令和7年度 第2回下水道事業審議会 席次表

都島浄水場

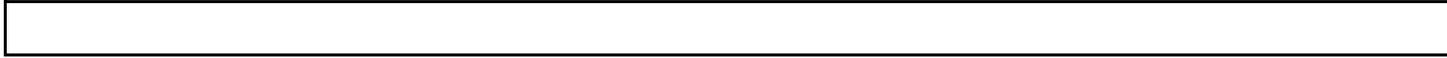
黒澤 博 委員      北崎 昌寛 委員      茂木 徳男 委員      伊藤 啓一 委員      糰田 平一郎 委員



副市長

柿沼 光男  
会長

早川 ゆり 委員      下岡 忠敬 委員      高月 政男 委員      立石 茂則 委員      小久保 賢一 委員



傍聴人 椅子のみ



事務局

事務局

出入口

傍聴人受付

## 1. 雨水管理総合計画策定の背景と目的

これまでの浸水対策では、汚水区域と概ね同一の区域にて、全域に一律の目標水準を設定しつつ、浸水被害が生じた地域で個別の対応が中心として整備してきた事例がほとんどであった。

しかし、近年では、「事前防災・減災」、「選択と集中」等の観点から、浸水リスクを評価し、優先度の高い地域を中心に計画的な浸水対策を実施することが求められている。

このような背景から、国土交通省では、「雨水管理総合計画策定ガイドライン(案)令和3年」を作成し、地方自治体において雨水管理総合計画の策定を求めている。

雨水管理総合計画とは、気候変動の影響を踏まえた下水道による浸水対策を実施すべき区域や対策目標、施設整備の方針等の基本的な事項を定めた計画となる。

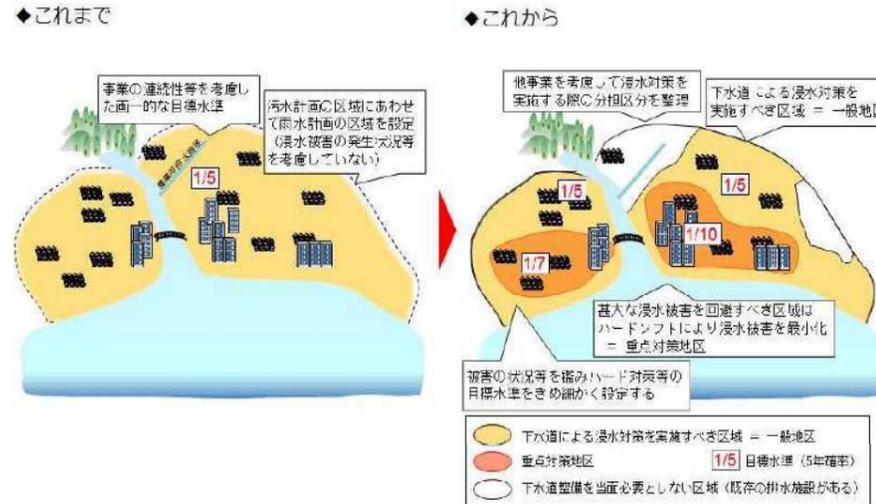
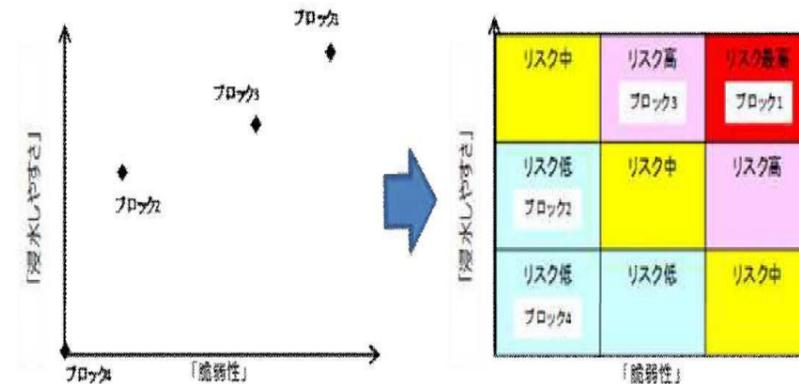


図 1. 雨水管理総合計画による雨水管理のイメージ (雨水管理総合計画策定ガイドライン(案)令和3年より)

## 3. 浸水リスクの評価

本庄市内全域で作成した雨水出水浸水想定区域図(=内水ハザードマップ)を活用し、浸水被害が多く発生する地区や浸水深が深くなる箇所を把握し、雨水管理総合計画の計画策定に、活用していく資料となる。

昨年度に浸水被害が発生した箇所を留意し、浸水シミュレーションを用いて内水ハザードマップの作成を行っている。



地区ごとにおける浸水対策の重要性を、リスクマトリクスで評価し、重点的な対策が必要な地区を抽出し、整備の優先度を整理する。

図 3-1. 地区ごとの浸水対策の重要度の評価例 (雨水管理総合計画策定ガイドライン(案)令和3年より)

## 2. 雨水管理総合計画の検討項目

雨水管理総合計画では、『どこを』、『どの程度』、『いつまでに』対策していくかを定める。

《雨水管理方針》の検討フローは以下に示す通りとなる。

【基礎資料】過去の降雨記録や浸水被害、雨水施設情報等の現状を整理・把握を行う。

【検討対象区域の設定】市街地を主に対象とし、浸水被害の発生状況やリスク、資産や人口の集積状況を勘案し、設定する。

【浸水要因分析と地域ごとの課題整理】基礎資料と浸水リスクの結果から浸水発生要因を分析する。

【地域ごとの雨水対策目標の検討】浸水リスク等の評価から、雨水整備の優先順位を設定する。重点対策地区と一般地区の区域分けを行う。

【段階的対策方針の策定】地域の実情に応じて、雨水整備の事業量を考慮した当面・中期・長期の対策方針を策定する。

【雨水管理方針マップ作成】これらの検討結果を図化する。

《段階的対策計画》では、具体的なハード・ソフト対策を検討し、その概算事業量を算定する。

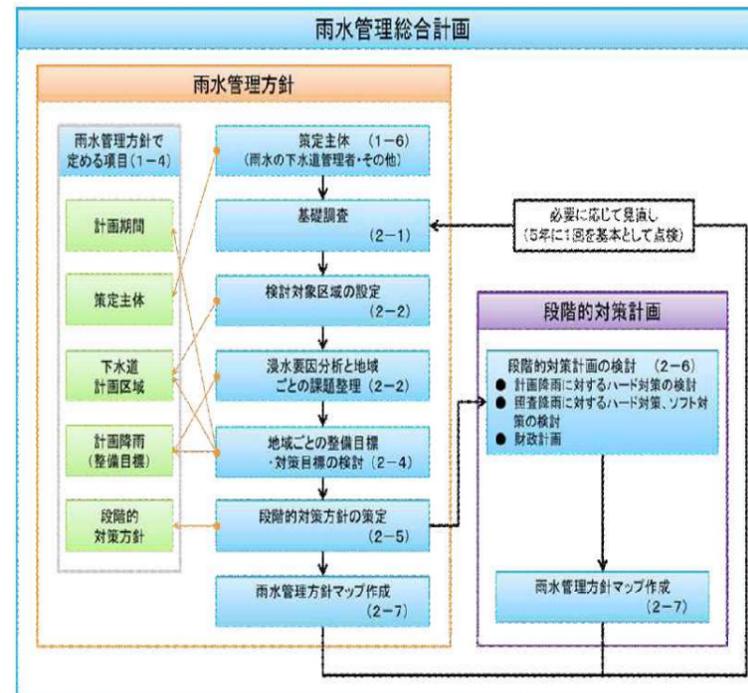


図 2. 雨水管理総合計画の検討フロー (雨水管理総合計画策定ガイドライン(案)令和3年より)

## 4. 雨水管理総合計画マップ作成

雨水管理総合計画マップでは、地区ごとに下水道計画区域、対象降雨(計画降雨および気候変動の影響を踏まえた計画降雨)、段階的対策方針をマップ化してとりまとめる。

雨水管理総合計画マップは、現在の整備水準等に加え、当面・中期・長期の各段階における雨水整備計画について、細分化された地区ごとにどのような方針で整備すべきかをわかりやすく図化したものとなる。

マップは、雨水整備を検討する際の基本的な方向性を示すものであり、雨水整備事業の進捗や社会情勢に合わせ適宜更新が必要となる。

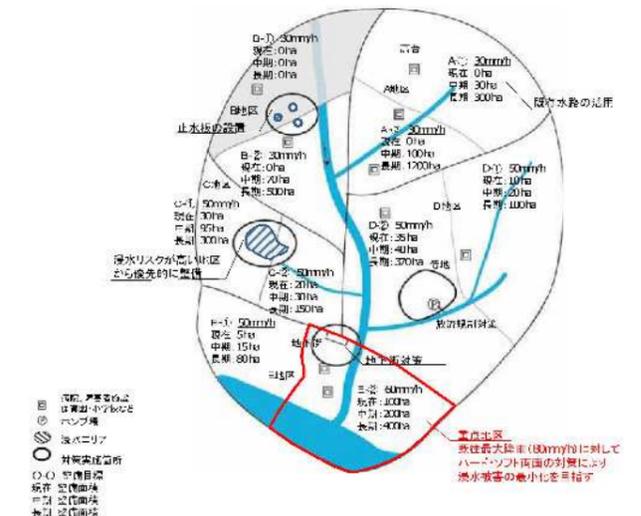


図 4. 雨水管理総合計画マップのイメージ (雨水管理総合計画策定ガイドライン(案)令和3年より)

# 本庄市生活排水処理施設整備構想(案)

令和 7 年 月

本庄市

# 目次

---

第1章	本庄市生活排水処理施設整備構想とは	1
1-1	構想見直しの趣旨	1
1-2	構想見直しの背景と目的	1
1-3	生活排水処理施設整備方法の種類	2
第2章	生活排水処理施設整備状況	3
2-1	現市構想の生活排水処理	3
2-2	公共下水道事業	4
2-3	農業集落排水事業	4
2-4	合併処理浄化槽	5
2-5	し尿処理施設	6
第3章	基本事項の整理	8
3-1	計画目標年度	8
3-2	計画フレーム値の設定(人口及び世帯数)	8
第4章	整備手法の検討	14
4-1	計画対象区域の検討	14
4-2	整備手法の検討	15
第5章	本構想の結果	16
5-1	公共下水道事業	16
5-2	農業集落排水事業	17
5-3	合併処理浄化槽対象区	17
5-4	本構想の目標	17

# 第1章 本庄市生活排水処理施設整備構想とは

## 1-1. 構想見直しの趣旨

「本庄市生活排水処理施設整備構想」（以下「本構想」という。）は、市民の快適な生活の実現と河川等の水質保全を図るため、令和元年度に策定した「本庄市生活排水処理施設整備構想」（以下「現市構想」という。）を見直しするものです。

本構想では、各地域の特性に応じた最適な整備方法を選定することで、令和23年度を目標とした生活排水処理施設整備率を計画的、効率的に向上を目指すものです。

## 1-2. 構想見直しの背景と目的

埼玉県では、県内の生活排水の100%処理を目指し「埼玉県生活排水処理総合基本構想」（以下「県構想」という。）を平成10年度に策定しました。平成16年度に県構想を見直し、改定と中間見直しを経ながら現在に至っています。しかしながら近年、人口減少や少子高齢化の進展、地域社会構造の変化など、生活排水処理施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化していることや、地方財政が依然として厳しい状況にあることなどを踏まえ、県構想の見直しを行うこととなりました。県構想は各市町村の生活排水処理基本計画等を踏まえ策定しているため、市町村計画の見直し等作業にあたって、県として留意すべき点をまとめた「埼玉県生活排水処理施設整備構想見直しに係る市町村生活排水処理基本計画見直し等マニュアル 令和7年2月 埼玉県」（以下「埼玉県マニュアル（R7.2）」という。）が令和6年度に示されました。

それに伴い、本市においても令和元年度に見直した現市構想をもとに、生活排水処理施設の整備構想の見直しを行うものです。なお、現市構想では令和7年度までに整備可能な手法を設定していましたが、本構想では現市構想の整備手法を基本としつつ、令和23年度までに整備可能な手法に見直します。

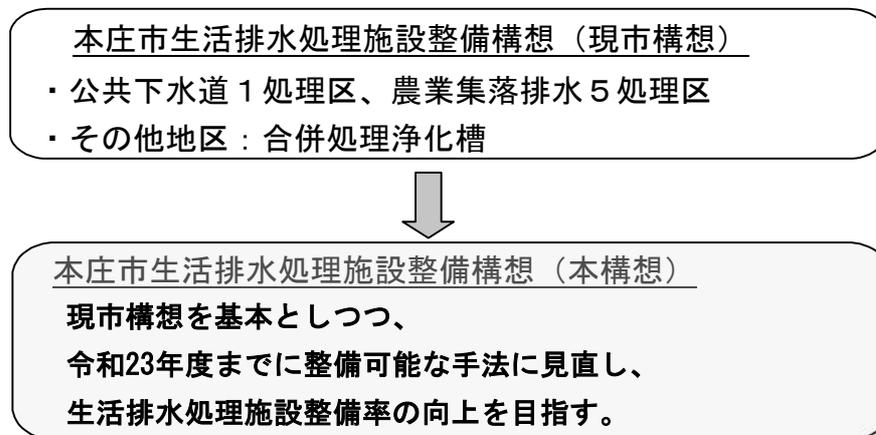


図1-1 構想策定の背景と目的

### 1-3. 生活排水処理施設整備方法の種類

生活排水処理施設には様々な整備方法があり、地域の特性や住民要望、経済比較などを考慮して最適な方法を選択しています。

現市構想では、次のように整備方法を選択しています。

#### ○公共下水道

市街化区域、用途地域指定区域を主に、将来的にも市街地を形成する区域を公共下水道事業で整備することとしています。

#### ○農業集落排水

農村部の集落のうち、集合処理が有利と判断した区域を対象に、整備を行い、農業集落排水事業で整備する区域としております。

#### ○合併処理浄化槽

人家のまばらな区域、公共下水道区域や農業集落排水区域以外で個別処理が有利と判定された区域を合併処理浄化槽により整備することとしています。

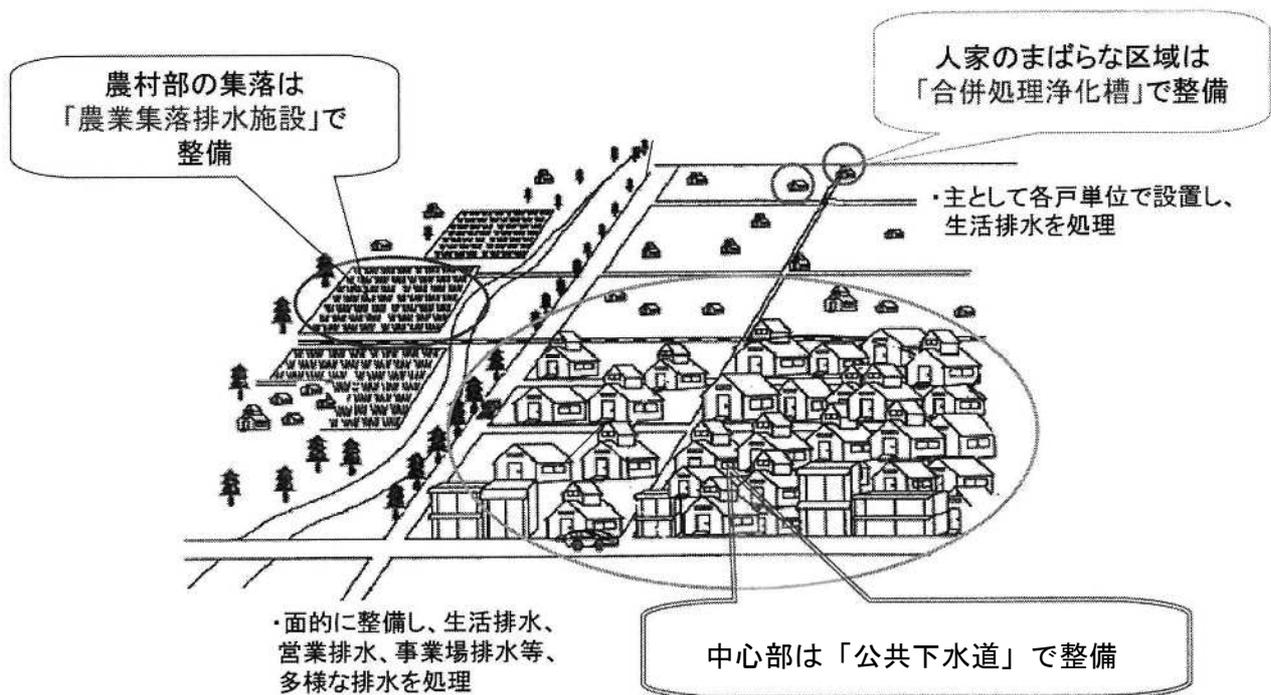


図 1-2 生活排水処理施設整備方法の種類のイメージ図

## 第2章 生活排水処理施設整備状況

### 2-1. 現市構想の生活排水処理

本市の生活排水処理事業は、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽等、地域の状況に応じ様々な事業により整備されています。

これらの事業について、現市構想における目標は次のとおりとなっています。

表 2-1 現市構想の目標

単位：人

事業名		年度	現市構想（令和元年度策定）		
			平成 29(基準年度)	—(中間目標年度)	令和 7(目標年度)
処理人口	公共下水道事業		40,796	—	51,047
	農業集落排水事業		2,932	—	2,322
	合併処理浄化槽		18,839	—	22,001
	生活排水処理人口		62,567	—	75,370
	生活排水処理率		81%	—	100%
未処理人口	し尿処理			—	
	単独処理浄化槽		15,983		0
	非生活排水処理人口				
合計			78,550	—	75,370

※外国人含む。

※出典：現市構想（令和元年度策定）

## 2-2. 公共下水道事業

公共下水道事業は、本市の生活排水処理事業のなかで最も処理人口の多い事業であり、主に本庄地域の市街化区域や児玉地域の用途地域指定区域内で事業を進めています。

公共下水道事業の計画は、将来的な整備目標を定める「全体計画」と、当面の実施計画を定める「事業計画」があります。最新の計画は全体計画、事業計画共に令和2年度に策定しており、現市構想との整合を図り、計画区域、計画人口、汚水量等を見直しています。

表 2-2 本庄市公共下水道事業

	全体計画 (令和2年度策定)	事業計画 (令和2年度策定)	現況整備状況※ (令和6年3月31日現在)
目標年次	令和8年度	令和8年度	—
処理面積	1,336 ha	1,336 ha	1,210ha
処理人口	50,770人	50,770人	48,016人 (うち水洗化済 43,016人)
汚水量(日最大)	32,412 m <sup>3</sup> /日	32,412 m <sup>3</sup> /日	—

※「下水道事業概要 令和5年度」より

## 2-3. 農業集落排水事業

農業集落排水事業は、本市北部、国道17号以北から利根川に至る農村部において実施しており、現在までに6処理区がすべて供用を開始しています。

なお、現市構想で公共下水道へ編入することが位置付けられていた都島処理区については、令和4年度に編入が完了しています。

表 2-3 本庄市農業集落排水事業

(令和 6 年 3 月 3 1 日現在)

処理区名	都島※	田中	宮戸	牧西	滝瀬・堀田	仁手・下仁手・久々宇
施設完成年月日	—	平成 6 年 3 月 31 日	平成 7 年 9 月 30 日	平成 15 年 3 月 6 日	平成 21 年 3 月 16 日	平成 29 年 3 月 24 日
供用開始年月日	—	平成 7 年 4 月 1 日	平成 8 年 4 月 1 日	平成 15 年 4 月 1 日	平成 21 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日
計画処理面積	—	21.9ha	19.2ha	41.1ha	21.7ha	51.0ha
計画処理人口	—	590 人	500 人	1,010 人	880 人	980 人
現況処理人口 (うち 水洗化済)	—	308 人 ( 308 人 )	278 人 ( 269 人 )	596 人 ( 531 人 )	520 人 ( 375 人 )	811 人 ( 449 人 )
処理水量	—	114 m <sup>3</sup> /日	113 m <sup>3</sup> /日	91 m <sup>3</sup> /日	134 m <sup>3</sup> /日	156 m <sup>3</sup> /日
汚水処理方法	—	嫌気性濾床及び 接触ばっ気方式	嫌気性濾床及び 接触ばっ気方式	連続流入間欠 ばっ気方式	連続流入間欠 ばっ気方式	連続流入間欠 ばっ気方式

※令和 4 年度に公共下水道に編入済み。

※「下水道事業概要 令和 5 年度」より

## 2-4. 合併処理浄化槽

本市では合併処理浄化槽に転換する場合、費用の一部を補助する制度を設けています。令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の補助件数は次のとおりです。

また、参考として令和 2 年度から令和 6 年度までの新設合併処理浄化槽の設置件数を計上します。

表 2-4 合併処理浄化槽設置件数 ( 令和 2 年度～令和 6 年度 )

単位：基

年度	補助件数 ( 転換※ <sup>1</sup> )	新設※ <sup>2</sup>
令和 2 年度	16	178
令和 3 年度	24	180
令和 4 年度	21	146
令和 5 年度	9	112
令和 6 年度	9	114
計	79	730

※ 1 建築確認を伴わない既設単独処理浄化槽又は汲取り便槽を合併処理浄化槽に入れ替えること

※ 2 補助件数を含む

※ 2 新設合併処理浄化槽の件数は、浄化槽設置届出、浄化槽調書による専用住宅

表 2-5 本庄市浄化槽設置補助金制度概要

○補助対象区域	
次の区域を除く市内全域	
・ 流域関連公共下水道整備区域	
・ 農業集落排水整備区域	
○補助金額	
本庄市浄化槽設置補助金交付要綱に基づき、合併処理浄化槽の転換に要する費用及び配管費並びに処分費に相当する額を補助する。	
・ 転換費補助金	
5人槽	352,000円
6～7人槽	434,000円
8～10人槽	568,000円
・ 配管費補助金	
配管費補助金限度額（10人槽以下）	150,000円
・ 処分費補助金	
処分費補助金限度額（10人槽以下）	90,000円

※「本庄市浄化槽設置補助金交付要綱」より

## 2-5. し尿処理施設

し尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設利根グリーンセンターにおいて処理されています。同施設は、本市を含む1市3町により構成されている児玉郡市広域市町村圏組合により運営されています。

表 2-6 し尿処理場の概要

名称	利根グリーンセンター	所在地	本庄市新井 1029-1
構成市町村	本庄市・美里町・神川町・上里町		
処理能力	150 kl/日（し尿 109 kl/日、浄化槽汚泥 41kl/日）		
処理方法	標準脱窒素処理方式＋凝集分離、オゾン、ろ過処理方式		
供用開始	平成2年4月		

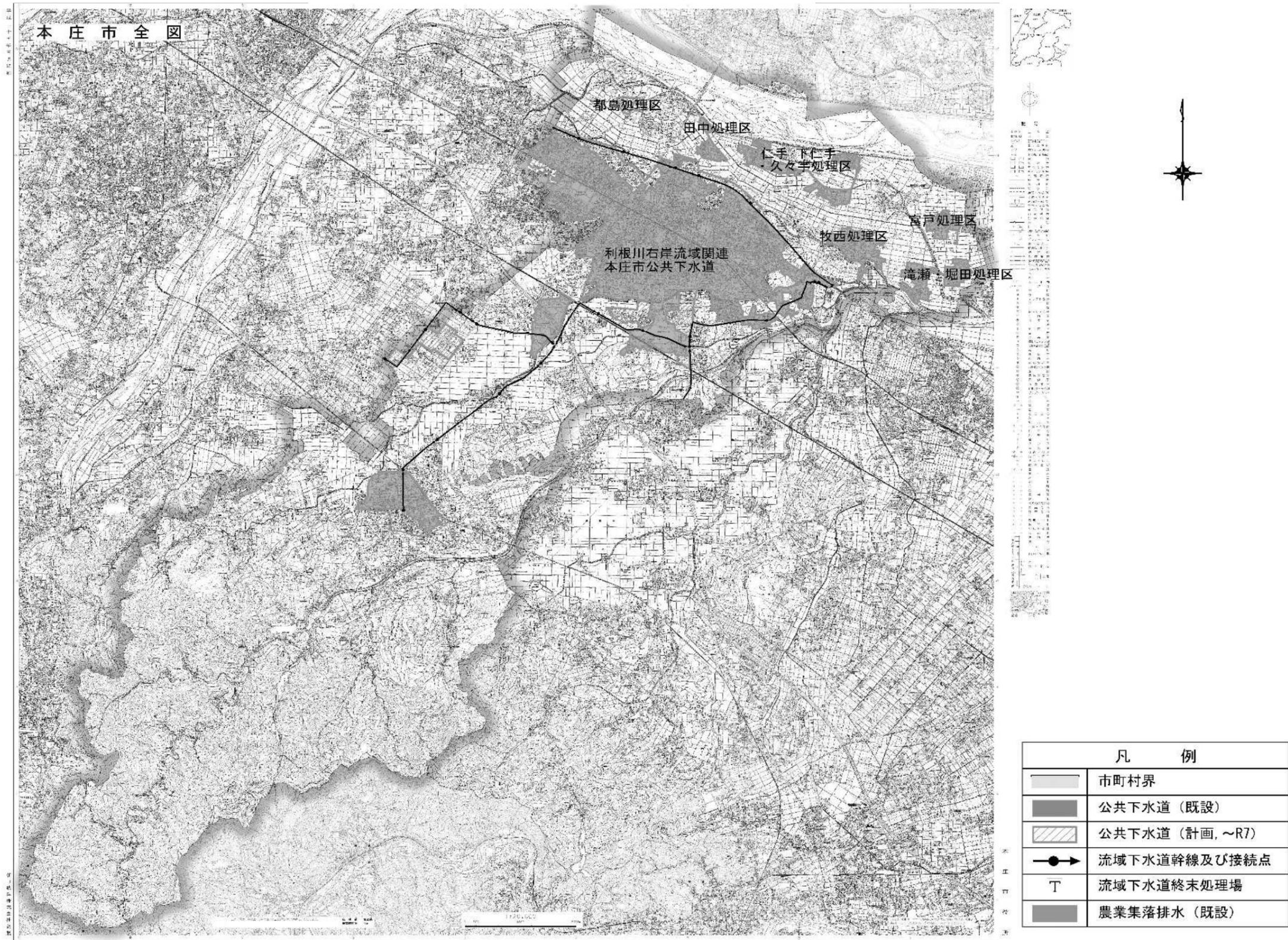


図2-1 本庄市生活排水処理施設整備構想図（現市構想）

## 第3章 基本事項の整理

### 3-1. 計画目標年度

本構想の策定における計画目標年度は、埼玉県マニュアル（R7.2）との整合を図り、令和23年度とします。

表3-1 計画目標年度

	現県構想	埼玉県マニュアル (R7.2)	本構想
目標年度	令和7年度	令和23年度	令和23年度
中間目標年度	—	令和13, 18年度	令和13, 18年度
基準年度	平成29年度	令和6年度	令和6年度

### 3-2. 計画フレーム値の設定(人口及び世帯数)

#### (1) 人口及び世帯数の推移

令和6年度を基準年度として、過去10年の行政人口の推移をみると、平成27年以降減少傾向が続いています。

また、1世帯当りの人員も減少し続けており、過去10年間で0.29人/世帯ほど減少しています。

表3-2 人口の現況

項目 年度	世帯数（世帯）		人口（人）		人口 増減	世帯構成人員 (人/世帯)
	住民基本台帳	国勢調査	住民基本台帳	国勢調査		
H27	33,238	31,004	78,989	77,881	-257	2.38
H28	33,612		78,781		-208	2.34
H29	33,906		78,550		-231	2.32
H30	34,235		78,082		-468	2.28
R1	34,725		78,022		-60	2.25
R2	35,162	33,033	77,793	78,569	-229	2.21
R3	35,477		77,552		-241	2.19
R4	36,043		77,473		-79	2.15
R5	36,245		77,013		-460	2.12
R6	36,534		76,429		-584	2.09

※世帯構成人員は外国人を含む。

※国勢調査は、各年10月1日の数値

出典：本庄市住民基本台帳各年4月1日（本庄市HP）

## (2) 将来人口の見通し

### 1) 将来行政人口の予測

平成27年度～令和6年度の行政人口をもとに将来値の予測を行い、その予測値と関連計画における予測値を併記します。

表3-3 将来人口の見通し

単位：人

年度	過年度人口動態からの予測値					本庄市 総合 振興計画	社人研値※ (R5.12推計)	利根川 流総計画
	年平均 増減数 R <sup>2</sup> =0.9677	年平均 増減率 R <sup>2</sup> =0.9670	修正指数 曲線 R <sup>2</sup> =0.9668	べき 曲線 R <sup>2</sup> =0.8497	ロジス ティック R <sup>2</sup> =0.9710			
R7	76,448	76,150	76,345	76,982	75,979	75,365	76,871	
R8	76,189	75,871	75,999	76,896	75,443			77,853
R9	75,931	75,594	75,632	76,817	74,841			
R10	75,673	75,318	75,241	76,744	74,166			
R11	75,415	75,043	74,827	76,676	73,410			
R12	75,156	74,769	74,386	76,612	72,566	72,533	74,876	
R13	74,898	74,495	73,919	76,552	71,625			76,530
R14	74,640	74,223	73,422	76,496	70,582			
R15	74,381	73,952	72,894	76,443	69,428			
R16	74,123	73,682	72,333	76,393	68,156			
R17	73,865	73,413	71,738	76,345	66,760	69,592	72,647	
R18	73,606	73,144	71,105	76,299	65,235			74,699
R19	73,348	72,877	70,433	76,256	63,578			
R20	73,090	72,611	69,720	76,214	61,786			
R21	72,831	72,345	68,962	76,174	59,862			
R22	72,573	72,081	68,156	76,136	57,807	66,535	70,214	
R23	72,315	71,818	67,301	76,099	55,627	65,907 <sup>※</sup>	69,701 <sup>※</sup>	72,601
R24	72,057	71,555	66,393	76,063	53,332			
R25	71,798	71,294	65,428	76,029	50,934			
R26	71,540	71,033	64,403	75,996	48,449			
R27	71,282	70,774	63,314	75,964	45,892	63,393	67,647	

※社人研値：国立社会保障・人口問題研究所による「市区町村別将来推計人口」（令和5年12月推計）から把握

※本庄総合振興計画（R5.3）の将来人口は、本市人口ビジョン（H28.3）の推計値を採用

※本庄市総合振興計画におけるR23値は、R22値及びR27年度値の直線補間により算出

※社人研値におけるR23年度値は、R22年度値及びR27年度値の直線補間により算出

※決定係数（R<sup>2</sup>）は、1に近いほど分析の精度（信用度）が高いことを示す。

表 3-4 将来人口の予測式

※予測式は以下のとおり

- ・ (1) 年平均増減数  $y = ax + b$
- ・ (2) 年平均増加率  $y = y_0(1+r)^x$
- ・ (3) 修正指数曲線  $y = K - ab^x$
- ・ (4) べき曲線  $y = Ax^a$
- ・ (5) ロジスティック曲線  $y = \frac{k}{1 + \exp(a - bx)}$

ここに、  
 $y$  : 推計人口  
 $x$  : 推定年次 (平成・年)  
 $k$  : 飽和人口 (三群法により設定)  
 $a, b, A$  : 定数 (実績をもとにエクセルでグラフ作成後  
 近似式を導き、 $a, b, A$ を決定)

※ 将来人口を推計するために用いる数学的予測式

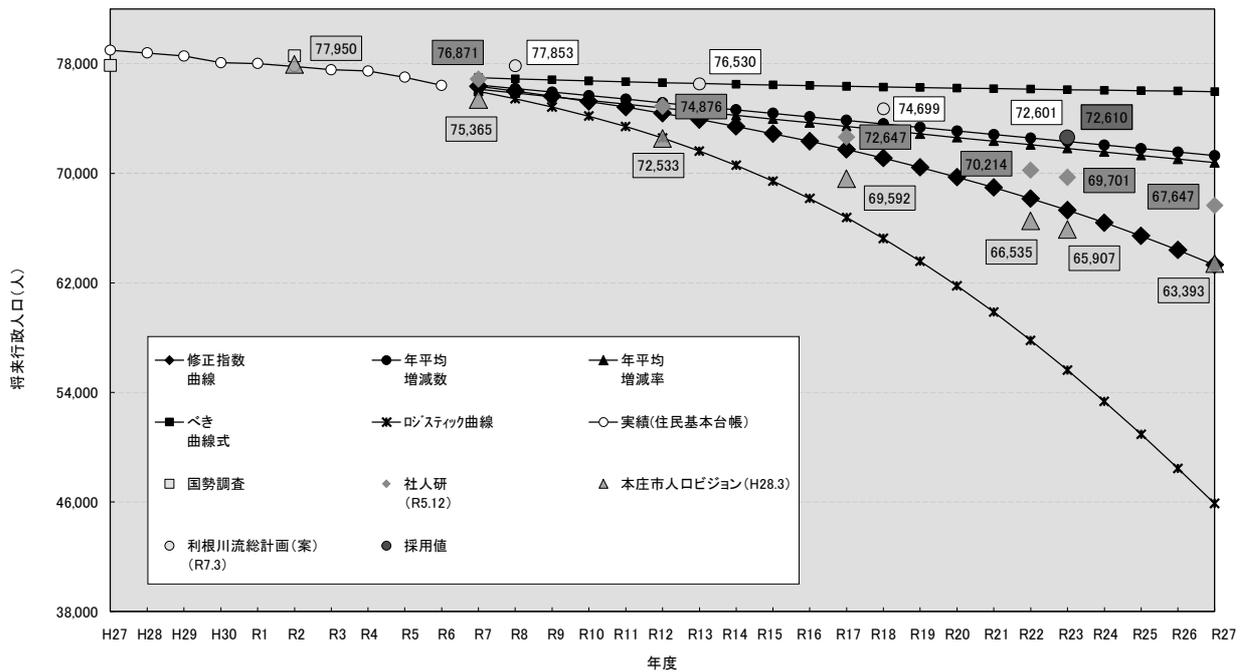


図 3-1 将来人口の見通し

数学的推計においては、5式のうち、(1)年平均増減数、(2)年平均増減率、(3)修正指数曲線、(5)ロジスティック曲線が同程度の高い決定係数(信用度)を示すとともにいずれも減少傾向であり、令和23年度人口は55,627人～72,315人の範囲となっています。また、本市の年齢別人口構成を考慮し、コーホート要因法に基づいて算出された本庄市総合振興計画、社人研及び利根川流総計画(案)(R7.3)の推計値についても減少傾向を示しており、令和23年度人口は65,907人～72,601人となっています。

数学的推計は、実績値を時系列解析し理論的に将来人口の傾向線を予測したものの、本市における年齢別人口構成等を考慮していないことから、不採用とします。

一方、社人研及び利根川流総計画では、どちらも令和2年度国勢調査を基にコーホート要因法を用いた推計を行っていますが、令和23年度人口において、利根川流総計画値である72,601人が社人研値である69,701人を上回っています。また、本庄市総合振興計画では、平成27年度国勢調査を基に推計を行っていますが、本構想では、計画汚水量が大きくなる安全側を考慮し、利根川流総計画値である72,601人(令和23年度人口)を採用します。なお、採用値は10人単位で丸め、令和23年度計画行政人口を72,610人とします。

中間目標年度についても、同様に利根川流総計画値を10人単位で丸めたものを採用します。

表3-5 計画人口採用値

年度	人口
令和6年度(基準年度)	76,429人
令和13年度(中間目標年度)	76,530人
令和18年度(中間目標年度)	74,700人
令和23年度(目標年度)	72,610人

## 2) 地区別人口予測

前項で設定を行った本市の人口フレームの中で、地区別の人口設定を行います。

地区別人口については、まず、各地区の行政人口実績を基に数学的手法にて将来地区人口を推計し、将来の地区別人口比率を算出しました。その後、前項で設定した市全体行政人口に将来の地区別人口比率を乗じることで地区別人口を設定しました。

表 3-6 地区別人口の見通し

単位：人

地区名	R6 (現況)	R13	R18	R23	地区名	R6 (現況)	R13	R18	R23
千代田	1,234	1,265	1,229	1,191	北泉地区	5,431	5,510	5,451	5,354
若泉	2,268	2,327	2,261	2,190	今井地区	1,807	1,834	1,820	1,793
中央	636	603	582	560	児玉町児玉南	1,402	1,478	1,499	1,502
銀座	1,035	1,070	1,024	979	児玉町八幡山	840	816	788	760
本庄	1,966	1,972	1,920	1,863	児玉町児玉	5,502	5,427	5,273	5,106
東台	3,130	3,018	2,924	2,826	児玉町金屋	2,123	2,078	2,005	1,930
日の出	3,698	3,714	3,605	3,489	児玉町長沖	258	245	237	229
南	583	583	562	539	児玉町高柳	431	415	402	388
前原	1,699	1,692	1,659	1,619	児玉町飯倉	464	463	447	429
柏	1,315	1,377	1,348	1,312	児玉町宮内	375	372	356	341
栄	2,341	2,325	2,271	2,208	児玉町塩谷	435	441	426	411
小島南	2,527	2,516	2,442	2,363	児玉町保木野	231	202	194	187
小島	4,101	4,054	3,955	3,844	児玉町田端	387	375	361	346
寿	2,001	2,000	1,960	1,911	児玉町秋山	800	798	763	729
駅南	1,813	1,692	1,646	1,596	児玉町小平	655	642	615	589
けや木	1,557	1,571	1,537	1,497	児玉町太駄	209	202	189	178
見福	2,842	2,908	2,864	2,803	児玉町河内	194	189	182	175
緑	1,483	1,525	1,508	1,480	児玉町稲沢	58	61	57	55
朝日町	1,855	1,868	1,841	1,801	児玉町元田	141	139	133	127
五十子	686	701	696	687	児玉町蛭川	905	891	863	833
四季の里	1,369	1,360	1,317	1,271	児玉町下真下	232	237	230	224
万年寺	927	922	903	879	児玉町共栄	356	367	359	350
下野堂	1,378	1,366	1,338	1,305	児玉町上真下	519	543	528	512
早稲田の杜	1,217	1,380	1,422	1,443	児玉町吉田林	1,407	1,345	1,307	1,267
通称名地区	520	565	564	556	児玉町入浅見	492	530	515	499
藤田地区	2,397	2,339	2,240	2,144	児玉町下浅見	531	543	525	507
仁手地区	1,413	1,376	1,325	1,272	児玉町高関	108	108	107	104
旭地区	2,145	2,187	2,126	2,059	総数	76,429	76,530	74,700	72,610

※地区別人口の算出は、端数処理を行っているため、各地区の合計値と総数として示した市全体計画行政人口の値は合わない場合がある。

(3) 世帯数の見通し

世帯数については、地区別の現況世帯数を把握するとともに、社人研による「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）－令和6年11月推計－」を参考とし、将来世帯数を設定します。

表 3-7 社人研による埼玉県の将来世帯人員

年度	世帯人員（人/世帯）	
	埼玉県	R6比
R6	2.18	1.000
R13	2.07	0.950
R18	2.03	0.931
R23	2.01	0.922

社人研の予測から、世帯人員の伸び率（R13で0.950、R18で0.931、R23で0.922）を本市に当てはめると次のようになります。

表 3-8 世帯人員、世帯数の見通し

年度	本庄市			
	増減率	将来平均世帯人員 （人/世帯）	将来人口 （人）	将来世帯数 （世帯）
R6 （実績）	—	2.09	76,429	36,534
R13	0.950	$2.09 \times 0.950 = 1.99$	76,530	38,460
R18	0.931	$2.09 \times 0.931 = 1.95$	74,700	38,310
R23	0.922	$2.09 \times 0.922 = 1.93$	72,610	37,625

## 第4章 整備手法の検討

### 4-1. 計画対象区域の検討

埼玉県マニュアル（R7.2）P.12において、「下記を共に満たす市町村は整備手法の見直しを行うこと。その他市町村が必要と判断する場合は検討（見直し）を行うこと」とあります。

- ア. 令和5年度末時点で集合処理の供用未開始があること
- イ. 集合処理について、令和5年度末の汚水処理人口普及率が、現市構想目標値に対して85%未満であること。

また、埼玉県マニュアル別添（R7.2）において、今回の見直し対象区域は生活排水処理区域の事業実施区域外となっています。

これは、近年の整備が概成に近づいていることから、現市構想における整備手法の見直しは行わないことを基本としつつも、集合処理区域とした区域のうち整備が計画通りに進まない区域について再度妥当な整備手法の検討を行うことが目的と想定されます。本庄市については、公共下水道区域について供用未開始の箇所がありますが、現市構想目標値に対し、令和5年度末の汚水処理人口普及率は91.6%となっており、順調に整備が進んでいるため、生活排水処理区域の事業実施区域外の整備手法の見直しは行わず、引き続き生活排水処理区域の整備を進めます。

ただし、現市構想では令和7年度を目標に整備できる範囲を下水道区域と位置付けていましたが、本構想では令和8年度以降、短期的に下水道整備が可能な区域として、以下の区域について今回の見直し対象区域とします。

なお、令和23年度までの中期的な計画として、宮戸処理区、牧西処理区、滝瀬・堀田処理区について公共下水道区域への編入を進めます。

- ・ 栗崎地区【栗崎地区（北部）整備計画】
- ・ 農業集落排水田中処理区
- ・ 整備済み区域の周辺家屋

## 4-2. 整備手法の検討

### (1) 栗崎地区【栗崎地区（北部）整備計画】

現市構想の費用比較において集合処理への接続が有利とされましたが、現市構想の目標年度の令和7年度末までに整備が不可能であるとして、浄化槽区域として位置付けられている栗崎地区のうち、本庄市立地適正化計画で居住誘導区域及び都市機能誘導区域に位置付けられ、栗崎地区（北部）地域整備計画で今後の整備方針が示された箇所について、下水道計画区域に追加します。

### (2) 農業集落排水処理区域

#### 【田中処理区】

農業集落排水施設について、平成26年度の接続検討において、都島処理区と田中処理区は、公共下水道へ接続することが経済的に有利とされていました。ただし令和元年度に策定した現市構想では、田中処理区については、令和7年度末までの接続が難しいため、農業集落排水区域としていました。本構想で、田中処理区についても公共下水道区域へ編入します。

#### 【その他の処理区】

令和23年度までの中期的な計画として、公共下水道へ編入することが経済的に有利とされている宮戸処理区、牧西処理区、滝瀬・堀田処理区を順次公共下水道区域へ編入します。

また、令和23年度以降の長期的な計画として、仁手・下仁手・久々宇処理区についても公共下水道区域への編入を検討します。

### (3) 整備済み区域の周辺家屋（全体計画区域外流入エリア）

全体計画区域外の周辺家屋について、公共下水道へ接続済みの家屋を本構想で公共下水道区域へ位置付けます。

## 第5章 本構想の結果

### 5-1. 公共下水道事業対象区域

公共下水道対象区域は前章の結果を基に以下の区域を位置付け、区域面積は1,410haとなります。

- 1) 既全体計画区域である1,336haの区域
- 2) 農業集落排水施設として既に整備完了している田中処理区域（本構想で公共下水道へ編入）
- 3) 公共下水道区域外流入として、既に汚水を取り込んでいる整備済み区域の周辺家屋等
- 4) 栗崎地区【栗崎地区（北部）整備計画】

表5-1 公共下水道対象区域

地区		面積 (ha)	備考
事業実施区域	公共下水道全体計画区域 (既計画)	1,335.60	R2全体計画値。(本庄公共下水道及び児玉公共下水道を合算)
	田中処理区(旧農集区域)	11.24	農業集落排水田中処理区(21.9ha)のうち、田畑を除き精査した区域を公共下水道区域として位置付ける。
	整備済み区域の周辺家屋	46.17	
事業実施区域以外	栗崎地区 【栗崎地区(北部)整備計画】)	17.16	
区域から削除	都島処理区の一部(田畑)	-0.16	
公共下水道区域 計		1,410.0 ≒ 1,410	
令和5年度末既整備面積		1,210	
残整備面積		200	

## 5-2. 農業集落排水事業対象区域

農業集落排水対象区域は、田中処理区は本構想で公共下水道区域へ編入し、既に整備の完了している「宮戸」、「牧西」、「滝瀬・堀田」、「仁手・下仁手・久々宇」の4処理区とします。

この4処理区についても、経済情勢などを踏まえたうえで、順次公共下水道区域への編入を効果的に進めます。

表 5-2 農業集落排水事業対象区域

地区	面積 (ha)	備考
宮戸処理区	19.20	
牧西処理区	41.10	
滝瀬・堀田処理区	21.70	
仁手・下仁手・久々宇処理区	51.00	
農業集落排水区域 計	133.0 ≒ 133	田中処理区を公共下水道区域へ編入。

## 5-3. 合併処理浄化槽対象区域

公共下水道及び農業集落排水の集合処理区を除いたすべての区域とします。

## 5-4. 本構想の目標

本構想の結果をまとめると、整備手法別の目標人口及び生活排水処理率の目標値は、次のとおりです。

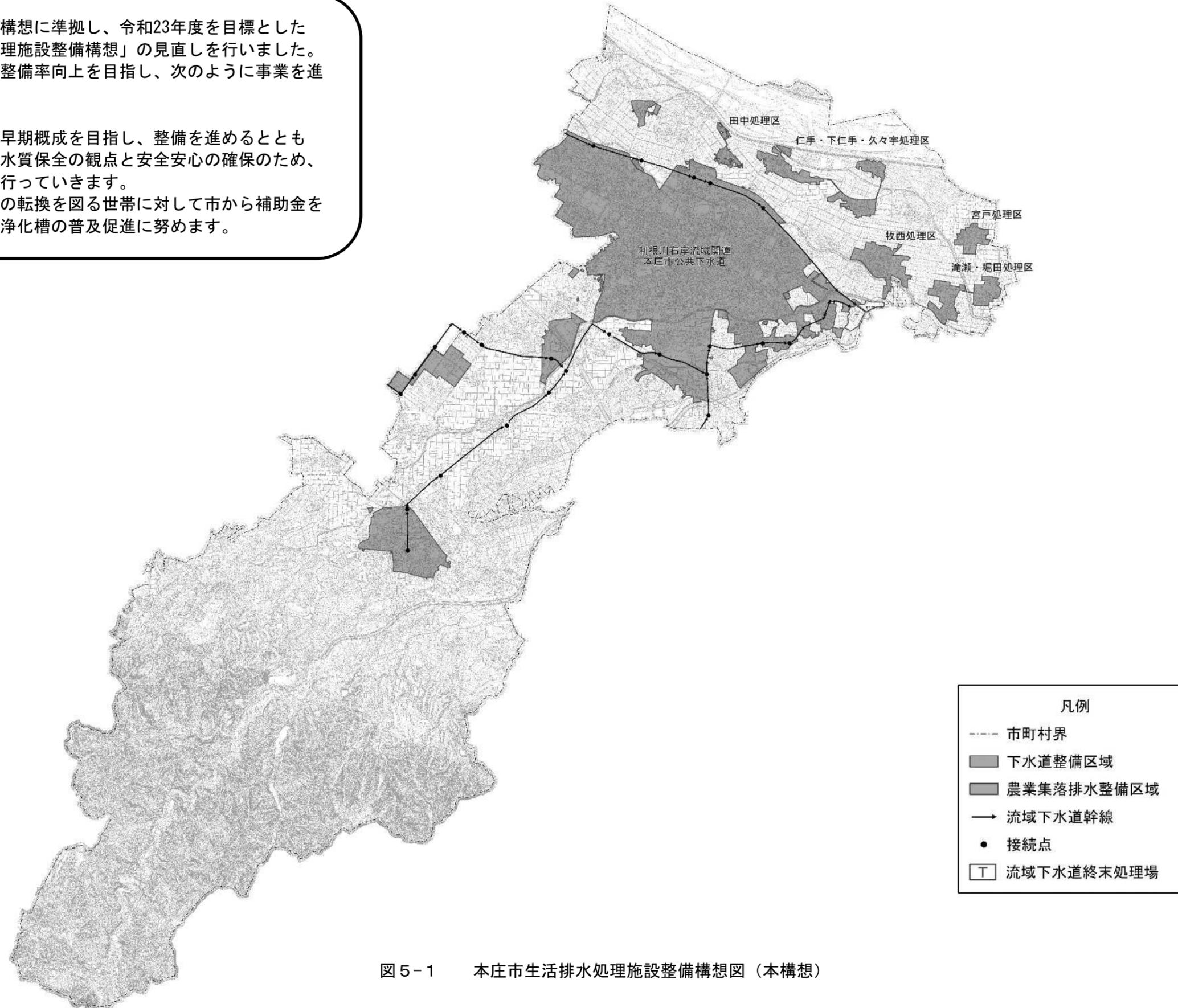
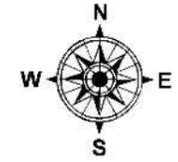
表 5-3 本構想の目標値

		R6 (基準年度)	R13 (中間目標年度)	R18	R23 (目標年度)
行政人口 (人)		76,555	76,530	74,700	72,610
生活排水 処理人口 (人)	公共下水道	47,933	49,839	49,479	48,949
	農業集落排水事業	2,504	2,058	1,966	1,874
	合併処理浄化槽	20,703	21,935	22,278	21,787
	合計	71,140	73,831	73,723	72,610
未処理人口 (人)		5,415	2,699	977	0
生活排水処理率 (%)		92.9%	96.5%	98.7%	100.0%

※令和6年度は「汚水処理人口普及状況調査」と整合。そのため行政人口は第3章と異なる。

本庄市では、埼玉県構想に準拠し、令和23年度を目標とした「本庄市生活排水処理施設整備構想」の見直しを行いました。生活排水処理施設の整備率向上を目指し、次のように事業を進めます。

- ・ 公共下水道事業の早期概成を目指し、整備を進めるとともに、公共用水域の水質保全の観点と安全安心の確保のため、適切な維持管理を行っていきます。
- ・ 合併処理浄化槽への転換を図る世帯に対して市から補助金を交付し、合併処理浄化槽の普及促進に努めます。



凡例	
-----	市町村界
■	下水道整備区域
■	農業集落排水整備区域
→	流域下水道幹線
●	接続点
□	流域下水道終末処理場

図 5-1 本庄市生活排水処理施設整備構想図（本構想）

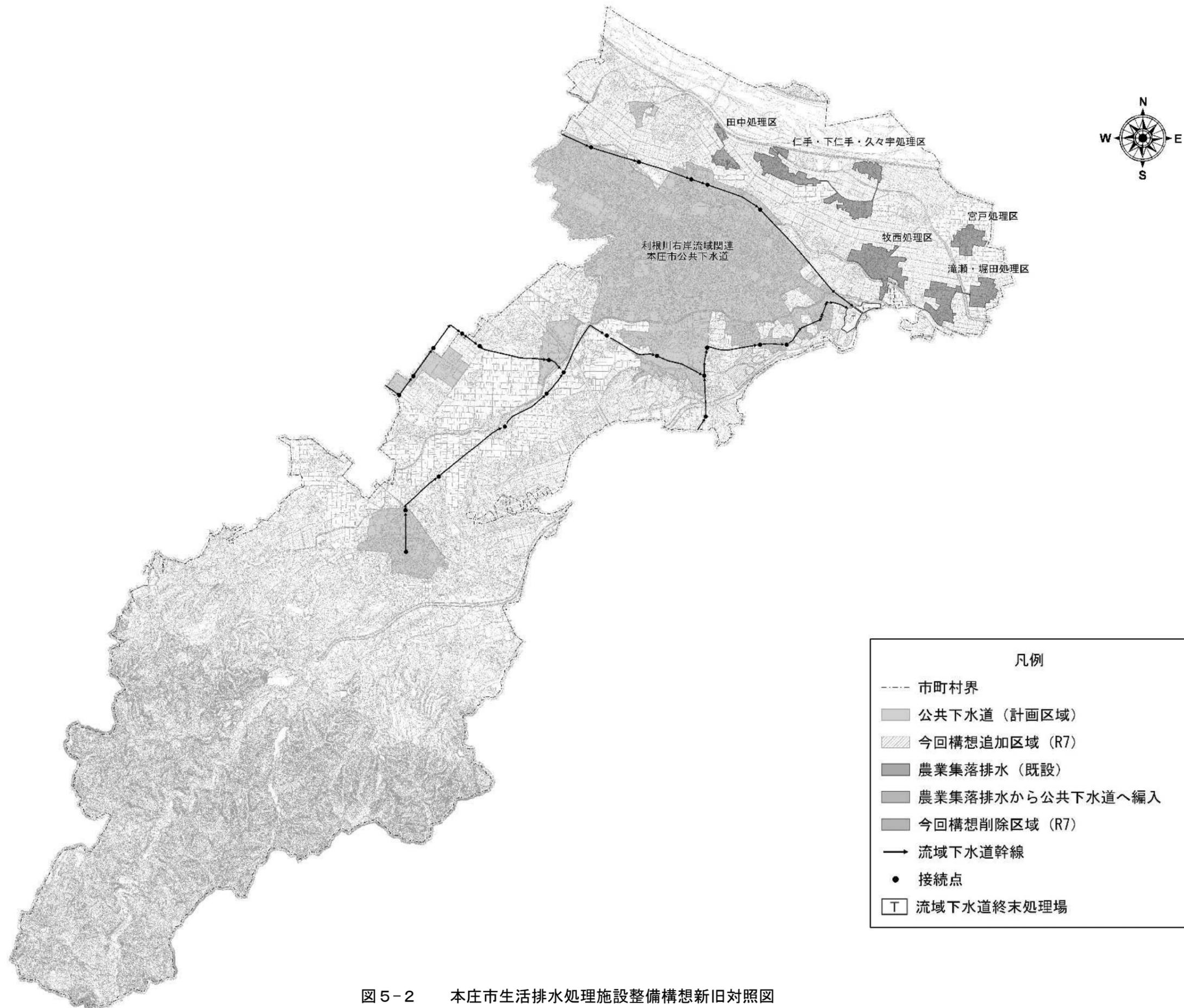


图 5-2 本庄市生活排水処理施設整備構想新旧対照図

令和 7 年 1 0 月 日

本庄市長 吉田 信解 様

本庄市下水道事業審議会  
会 長 柿沼 光男

本庄市生活排水処理施設整備構想の見直しについて（答申）

令和 7 年 7 月 1 1 日付け本下水発第 1 2 3 号で本審議会に諮問がありました標記の件について、慎重に審議をいたしました。

その結果、別添「本庄市生活排水処理施設整備構想」をもって答申といたします。

なお、今後につきましては、既存処理施設に掛かる維持管理費や経年使用に伴う老朽化による施設設備の更新費用など、多くの費用が必要となることが予想されます。

そのため、国の補助制度を活用するなど、自主財源の確保に努め、下水道事業の財政基盤のより一層の強化をされますよう要望します。

令和 7 年度 本庄市下水道事業審議会開催日程（案）

・ 令和 7 年度 第 3 回審議会

令和 8 年 1 月

- 下水道事業経営戦略（案）について
- 雨水管理総合計画（案）について

・ 令和 7 年度 第 4 回審議会

令和 8 年 3 月

- 本庄市下水道事業の取組みと経営状況（継続諮問）への答申について
- 令和 6 年度決算報告